

事務連絡
令和4年7月29日

各都道府県介護保険担当課（室）
各市区町村介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定事務について（その3）

平素より、介護保険行政の運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

公費負担医療対象者の高額介護サービス費（介護予防サービスに係る部分を含む。以下同じ。）の算定事務については、「公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定事務について（依頼）」（令和3年12月23日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡。以下「12月事務連絡」という。）の1.に記載の算定方法どおり行っていないと報告いただいた保険者に対し、「公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定事務について（その2）」（令和4年1月26日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡。以下「1月事務連絡」という。）により、追加支給等の対象者の有無及び対象者がいる場合は、令和4年3月末時点における対応状況の報告をお願いしたところです。

今般、当該報告結果を取りまとめたところ、追加支給等の対象者が存在する保険者は全体の二分の一程度でした。

つきましては、12月事務連絡及び1月事務連絡でもお伝えしたとおり、引き続き可能な限り速やかに、追加支給など適切な対応を行っていただくとともに、下記1.に該当する保険者におかれましては、下記2.のとおり報告をお願いいたします。

記

1. 報告いただきたい事項

1月事務連絡において、追加支給等の対象者がいると報告した保険者におかれましては、令和4年8月末時点での追加支給等の対応状況について、2.の報告方法により報告をお願いします。

2. 報告方法・期限について

○ ポータルサイト「OnePublic」のアンケート機能より、ご報告をお願いします。

・アンケートURL：

https://mhlwpp.microsoftcrmpartals.com/survey/survey_answerdata/?surveyid=0fdad6d3-7f0d-ed11-b5cf-28187870e8f0

・報告期限：令和4年9月14日（水）中まで

※ 必ず期限内の回答をお願いします。

○ なお、広域連合等の OnePublic を利用できない保険者に限っては、別途送付する報告票ファイルを厚生労働省老健局介護保険計画課宛てメール添付にてご提出をお願いします。

【宛先】：厚生労働省老健局介護保険計画課宛て

メールアドレス：後掲の連絡先のとおり

【件名】：【県名】公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定事務について

<留意事項>

- ・ ファイルの前に都道府県番号（半角）と市町村名を入れて提出してください（例：01〇〇市【報告表】公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定事務について）。
- ・ エクセルファイルはメールに直接添付し、zip 形式等の圧縮やパスワードは設定しないでください。
- ・ エクセルファイル自体に読取り・書込みパスワードを設定しないでください。
- ・ エクセルファイルの入力欄以外を編集・改変しないでください。

以上

厚生労働省老健局介護保険計画課

担 当：新井、久家、木下

電 話：03-5253-1111（内線：2164）

メール：rouken-keikaku@mhlw.go.jp